



質問

総会に複数の案を提示し、その中から選択させる決議方式をとることはできますか。

(相談概要)

総会へ議案を上程する際、「議案に賛成か反対か」ではなく、「A案、B案のいずれを選ぶか」といった複数案を提示する方式は可能でしょうか。理事会ではどちらで上程するか判断がつかないため、二者択一方式による議案上程を検討しています。



回答

一般的に、総会決議は上程された議案に対する賛否を問うものなので理事会は可能な限り結論をまとめてひとつの案に絞った形で提案すべきでしょう。やむを得ず、複数の案を提示する場合、理事会としては、候補案に優先順位を付けられる程度まで議論を進めておくことが望ましいと考えます。また、事前に決議方法についても議案に記載の上、議場の承認を得ることが必要と考えられます。本件のように、複数の候補案の中から選択する方式で決議する場合、以下の2通りの方式が考えられます。

1. 候補案の優先順位に従って審議する方式
例えば、優先順位をA案→B案の順とした場合、第1号議案 A案、第2号議案 B案として上程し、A案が可決された場合は、B案の審議をせず、A案で決定とします。A案が否決された場合のみB案を審議し、B案も否決された場合は廃案とします。
2. 候補案の中で最多得票を得た案に決定する方式
 - (1) はじめに、議案の決定方式（例：候補案の中から最多得票を得た案に決定する方式）について賛否を取ります。
 - (2) 上記(1)が可決された場合に限り、決定された方式に沿って投票を行います。なお、議決権行使書にも、上記の手続きに従って記載できるようにしておくことが必要です。
 - (3) 特別決議事項、または候補案の内容に大幅な差異があり後の紛争が予想されるような場合、本方式は慎重に取り扱うべきです。

なお、決議の有効性に疑義を生ずる余地がないものとするためには、最多得票を得た案が総会の決議要件を満たしていることが望ましいです。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。